

回(年度)	問 題
第67回 (29年度)	<p>【第一問】 - 50点 -</p> <p>問1 納期限前に災害により被害を受けた納税者の申告所得税（確定申告分）について、納税の猶予が最長でどれだけの期間にわたり適用されるか説明しなさい。</p> <p>（注） 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。</p> <p>問2 A株式会社は、平成27年3月決算（事業年度：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る法人税の確定申告分（法定申告期限：平成27年5月31日）について脱税行為を行っていたため、平成28年2月1日に国税犯則取締法に基づく強制調査を受け、さらに、税務調査により平成28年10月31日付で更正処分を受けている（同日の午前10時に更正通知書の送達、納期限：平成28年11月30日）。</p> <p>X税務署長がA株式会社から上記の更正処分に係る法人税を徴収するため、理論上、滞納処分による差押えをすることができることとなり得た時期（差押えの始期）を<u>早い順に</u>、それぞれの差押えの要件と、その日付が始期となる理由を付して、答案用紙の指定欄に記載しなさい。</p> <p>なお、解答に当たり、土日、休日等を考慮する必要はない。</p> <p>【第二問】 - 50点 -</p> <p>次の設例について、以下の各問に答えなさい。</p> <p>なお、解答に当たり、延滞税及び遅延損害金の額を考慮する必要はない。</p> <p>また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。</p> <p>[設例]</p> <p>1 個人事業者であったAは、申告所得税（平成27年確定分、法定納期限：平成28年3月15日）1,000万円を滞納している。</p> <p>2 滞納者Aは、所有する自家用車が故障したため、平成28年9月1日、P株式会社に修理を依頼した。</p> <p>P株式会社が修理中の滞納者Aの自動車をX税務署長が差し押さえ、その後、修理は完了したものの、滞納者Aが修理代金（100万円）を支払わないため、P株式会社が引き続き自動車（評価額：800万円）を占有している。</p> <p>3 滞納者Aは、平成27年11月1日に、自身の事業用の財産を売却して得た資金をQ株式会社に投資し、相当の対価として同社の株式100株を取得した。</p> <p>Q株式会社は、平成26年12月1日に滞納者Aと長男Bが設立した会社であり、上記の増資（設立後、初めての増資）後の発行済株式総数500株のうち、滞納者Aが150株、長男Bが350株を有している。</p> <p>X税務署長は、滞納者Aの有するQ株式会社の株式100株を差し押さえたものの、非上場株であって、市場性が乏しく、実際に平成28年10月と11月に実施した公売でも、入札はなかった。</p>

なお、Q株式会社は、定款において株券を発行する旨の定めはなく、現在の総資産額は8,000万円、総負債額は6,500万円、資本金の額は1,200万円である。

4 滞納者Aは、R国に所在する土地（評価額：400万円）を別荘用地として購入している。

なお、R国との租税条約には、徴収の共助に関する規定が設けられている。

5 滞納者Aの財産は、上記2から4までに記載したもの以外はないものとする。

第67回
(29年度)

問1 X税務署長が設例の自動車を換価するに当たり、これを占有するための措置を答えなさい。

また、その自動車の換価により徴収することができる金額とその理由を設例に即して答えなさい。

問2 設例の自動車に関するものを除き、X税務署長が滞納者Aの国税を徴収するためにとり得る措置（詐害行為取消権の行使を除く。）とその要件を設例に即して答えなさい。

また、その措置により徴収することができる金額とその理由を設例に即して答えなさい。